

栄養成分の取扱いについて

平成28年10月4日
消費者庁食品表示企画課

ビタミン・ミネラルに関する取扱い(案)

取扱い(案)

○ビタミン・ミネラルの機能の表示については、過剰摂取の懸念及び健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度との関係を踏まえ、現時点において本制度の対象としないことが適当である。

○ビタミン・ミネラルの機能の表示については、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、まず栄養機能食品の制度において、別途検討すべきである。

事業者団体からの提案について

提案1:機能性表示食品に栄養機能の併記を認めていただきたい

・機能性表示食品として栄養機能を表示することは、すでに他の制度の食品等からのビタミン・ミネラルが摂取される中で、消費者が栄養成分を過剰に摂取する要因の1つとなり得るとの指摘がなされた。さらに、栄養成分を本制度の対象とすることとなり、栄養機能食品制度がある中で、消費者の誤認を招くことも考えられる。これらのことから、本制度において栄養機能の併記は適当ではない。

・また、機能性表示食品と栄養機能食品の2つの表示を行うことについても、消費者の誤認、各制度の役割などの課題が指摘された。

提案2:機能性表示食品で、成分の組合せによる3次機能の表示を認めていただきたい

・複数成分の組合せは、単一の成分よりも専門的な判断が必要となることから、単一の成分について整理することが先決である。

提案3:ビタミン・ミネラルの新しい機能について、栄養機能食品制度の枠組みの中で検討していただきたい

・ビタミン・ミネラルの機能の表示については、提案を踏まえ、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、栄養機能食品の制度において別途検討していくのが適当である。